

特定個人情報取扱規程

特定個人情報に関する基本方針

一般財団法人 上田市体育協会（以下、当協会という）は、特定個人情報等の適正な取扱いの確保について組織として取り組むため、以下の基本方針を制定する。

1. 基本方針

当協会は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律」および「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」を遵守し、特定個人情報の適正な取扱いを行う。

2. 安全管理措置に関する事項

当協会は、特定個人情報の安全管理措置に関して、この規程に基づいて行う。

3. 質問・苦情処理の窓口

当協会は、特定個人情報の取扱いに関する質問や苦情に関して、以下の窓口を置く。

- 窓口の部署名 一般財団法人 上田市体育協会 事務局
- 電話番号 (0268) 27-9400

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 本規程は、当協会が取扱う特定個人情報等の適正な取扱いを確保するために、特定個人情報の保護に係る安全管理措置について定める。また、職員は個人番号その他の特定個人情報の取扱いが安全かつ適正に行われるようこの規程を遵守する。

(定義)

第 2 条 本規程において、各用語の定義は以下の通りとする。

① 個人情報保護法

個人情報の保護に関する法律

② 番号利用法

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

③ 個人情報

個人情報保護法に規定する生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）をいう。

④ 個人番号

番号利用法に基づき個人を識別するために指定される番号をいう。

⑤ 特定個人情報

個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

⑥ 特定個人情報等

個人番号および特定個人情報をいう。

⑦ 個人情報ファイル

特定の個人情報を検索できる状態にある情報であつて、行政機関および独立行政法人等以外の者が保有するものをいう。

⑧ 特定個人情報ファイル

個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。

⑨ 個人番号利用事務

行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が番号利用法の規定によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、および管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務をいう。

⑩ 個人番号関係事務

個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう。

⑪ 個人番号利用事務実施者

個人番号利用事務を処理する者および個人番号利用事務の全部または一部の委

託を受けた者をいう。

⑫ 個人番号関係事務実施者

個人番号関係事務を処理する者および個人番号関係事務の全部または一部の委託を受けた者をいう。

⑬ 職員

当協会の組織内にあつて直接または間接に当協会の指揮監督を受けて当協会の業務に従事している者をいい、雇用関係にある従業員（正職員、契約職員、嘱託職員、パート職員、アルバイト職員等）のみならず、当協会との間の雇用関係にない者（理事、監査役等）を含む。

⑭ 個人番号事務取扱担当者

当協会内において、個人番号を取扱う事務に従事する者をいう。

⑮ 事務取扱責任者

当協会内において、特定個人情報等の管理に関する責任を担う者をいう。

⑯ 管理区域

特定個人情報ファイルを取扱う区域をいう。

⑰ 取扱区域

特定個人情報等を取扱う事務を実施する区域をいう。

（個人番号の利用目的および事務の範囲）

第 3 条 当協会が個人番号を取扱う利用目的および事務の範囲は以下の通りとする。

職員に係る個人番号関係事務	所得税源泉徴収等に関する事務および給与所得・退職所得の源泉徴収票（給与支払報告書を含む）に関する事務
	雇用保険届出等に関する事務
	労働者災害補償保険法に基づく請求等に関する事務
	健康保険・厚生年金保険届出等に関する事務
職員の配偶者に係る個人番号関係事務	国民年金の第三号被保険者の届出等に関する事務
職員以外の個人に係る個人番号関係事務	報酬・料金・契約金等の支払調書作成等に関する事務
	配当、剰余金の分配および基金利息の支払調書作成等に関する事務
	不動産の使用料等の支払調書作成等に関する事務
	不動産等の譲渡対価、売買・貸付手数料等の支払調書作成等に関する事務

(特定個人情報保護方針の制定)

第 4 条 当協会は、以下を含む特定個人情報等の保護に関する方針を定め、また本規程に掲示し、これを職員に周知する。また、特定個人情報等の保護に関する方針は一般に公示する措置を講じるものとするものとする。

- ①番号利用法関連法令およびガイドラインの遵守
- ②安全管理措置に関する事項
- ③質問および苦情処理の窓口

(情報漏えい事故等への対応)

第 5 条 当協会は、特定個人情報等の漏えい、滅失または毀損による事故（以下「漏えい事案等」という）が発生したことを知った場合またはその可能性が高いと判断した場合は、本規程に基づき適切に対処するものとする。

(情報漏えい事故等の公表)

第 6 条 当協会は、漏えい事案等が発生したと判断した場合は、その旨および調査結果を当該漏えい事案等の対象となった情報主体に対して、事実関係の通知、謝意の表明、原因の説明等を速やかに行うものとする。

2. 漏えい事案等が発生した場合、その事実を本人に通知するとともに、必要に応じて公表するものとする。

(情報漏えい事故等の再発防止)

第 7 条 当協会は、漏えい事案等が発生したと判断した場合は、情報漏えい等が発生した原因を分析し、再発防止に向けた対策を講じるものとする。

2. 当協会は、他社等における漏えい事故等を踏まえ、類似事例の再発防止のために必要な措置の検討を行うものとする。

(運用の確認、運用状況の記録)

第 8 条 当協会は、本規程に基づく運用状況を確認するため、以下の事項につき、利用実績を記録するものとする。

- ① 特定個人情報の取得および特定個人情報ファイルへの記録
- ② 特定個人情報ファイルの利用状況の記録

- ③ 書類等の持出しの記録
- ④ 特定個人情報の削除・廃棄記録
- ⑤ 削除・廃棄を委託した場合、これを証明する記録等

第 2 章 安全管理措置

第 1 節 総 則

(安全管理措置)

第 9 条 当協会は、特定個人情報等の漏えい、滅失または毀損の防止、その他特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を講ずる。

第 2 節 組織的安全管理措置および人的安全管理措置

(個人番号事務取扱担当者)

第 10 条 当協会は、個人番号関係事務に従事する者を特定し、個人番号事務取扱担当者(以下「事務取扱担当者」という)に任命する。

2. 事務取扱担当者は、以下の各号の事務を行うものとする。
個人番号が記載された書類等を作成し、行政機関等に提出しまたは本人に交付する作業
3. 事務取扱担当者は、特定個人情報等の取扱いに関し、データの紛失・改ざん・漏えい等の事故または法令もしくは当協会諸規程に違反する行為の発生またはその恐れを察知した場合は、速やかに個人番号取扱責任者に報告しなければならない。
4. 事務取扱担当者は、特定個人情報等の取扱いに関して教育研修を受けなければならない。
5. 事務取扱担当者の変更となった場合は確実な引継ぎを行い、個人番号取扱責任者は引継ぎの完了を確認しなければならない。

(個人番号取扱責任者)

第 11 条 当協会は、特定個人情報等の取扱いに関して必要な知識および経験を有してい

る職員のうちから個人番号取扱責任者（以下「取扱責任者」という）を置く。

2. 取扱責任者は、以下の各号の権限と責任を有するものとする。
 - ① 事務取扱担当者に対する必要かつ適切な監督
 - ② 特定個人情報の取得、利用、保管、提供または消去・廃棄等の作業
 - ③ 特定個人情報等の取扱状況の記録およびその管理
 - ④ 個人番号利用事務等を外部に委託する場合の委託先の選定、委託契約締結の承認、委託先における特定個人情報等の取扱状況の把握および指導
3. 取扱責任者は、特定個人情報等の取扱いに関し、データの紛失・改ざん・漏えい等の事故または法令もしくは当協会諸規程に違反する行為の発生またはその恐れを察知した場合は、速やかに当協会業務執行理事及び、監査役に報告しなければならない。
4. 取扱責任者は、特定個人情報等の取扱いに関して教育研修を受けなければならない。

（職員の責務）

- 第12条 職員は、特定個人情報等に関連する法令および当協会諸規程ならびに上長の指示に従って、特定個人情報等を取扱わなければならない。
2. 事務取扱担当者および取扱責任者以外の職員は、基本的に個人番号関係事務に従事することは出来ず、メモ・コピー・データその他手段の如何を問わず、他の者の個人番号を保管してはならない。
 3. 職員は、当協会が管理する個人情報および個人番号について、当協会に在籍期間中のみならず、退職後も当協会職員または他の第三者に開示・漏えいしてはならない。
 4. 当協会は、職員に対して、個人情報および個人番号の保護および適正な取扱いに関する誓約書の提出を求めることがある。
 5. 職員は、当協会が決定した方針に基づく研修を受けなければならない。
 6. 職員は、特定個人情報等の取扱いに関し、データの紛失・改ざん・漏えい等の事故または法令もしくは当協会諸規程に違反する行為の発生またはその恐れを察知した場合、直ちに事務取扱担当者または取扱責任者に報告しなければならない。

(監査の実施)

第13条 当協会は、特定個人情報等の取扱状況を定期的に点検し、特定個人情報等の取扱いが適法かつ適切に行われているかについて監査するものとする。

(監督)

第14条 当協会は、特定個人情報等が当協会諸規程に基づき適正に取扱われるよう、職員および取扱責任者、事務取扱担当者に対して必要かつ適切な監督を行うものとする。

第 3 節 物理的安全管理措置

(物理的安全管理措置)

第15条 当協会は、入退館時の管理および特定個人情報等の盗難の防止等の物理的な安全管理措置を行う。

(管理区域と取扱区域)

第16条 当協会は、以下の通り管理区域と取扱区域を明確にして、特定個人情報等の安全管理を行うものとする。

① 管理区域

特定個人情報等を取扱う区域をいい、入退室時管理を行う。

② 取扱区域

特定個人情報等を取扱う事務を実施する区域をいう。

(機器および電子媒体等での管理)

第17条 当協会は、当面、特定個人情報を機器および電子媒体等で管理しない。

(個人番号の削除・廃棄)

第18条 特定個人情報等の削除または廃棄（以下「廃棄等」という）作業を担当する事務取扱責任者は、個人番号を確実に削除または破棄するために、以下の各号により作業を実施するものとする。

- ① 特定個人情報が記載された書類等を、焼却、溶解、復元不可能な程度に裁断できるシュレッダー等によって復元不可能な方法で廃棄する。

- ② 特定個人情報等が記載された書類等の個人番号部分を、復元不可能な程度にマスキングする。
- ③ 特定個人情報等が記載された書類の中の個人番号を、容易に復元できない方法で削除する。
- ④ 削除または廃棄の作業を委託する場合は、委託先が確実に削除または廃棄を実施したことについて証明書等により確認し、前号の廃棄の記録に証明書等を添付する。

第 4 節 委託先の監督

(委託先の監督)

第19条 当協会が個人番号利用事務等を外部に委託する場合は、当該委託において取扱う特定個人情報等の安全管理が図られるよう、当該委託を受けた者（以下「委託先」という）に対する必要かつ適切な監督を行う。

(委託先の選定および委託契約の締結)

第20条 当協会が個人番号利用事務等を外部に委託する場合は、委託先からの情報漏えい等を防止するため、取扱責任者の監督下で委託先に対して以下の各号の事項を実施するものとする。

- (1) 委託先の選定にあたり、特定個人情報等に関して当協会が実施する安全管理措置と同等の安全管理措置が委託先においても講じられているかを確認する。
- (2) 委託先との間で以下の事項を含む契約を締結する。
 - ① 委託した特定個人情報等に関する秘密保持義務
 - ② 委託した特定個人情報等の事業所内からの持ち出しの禁止
 - ③ 委託した業務以外の目的で特定個人情報等を利用することの禁止
 - ④ 再委託に関する事項
 - ⑤ 再委託先が更に再委託する場合も、書面による当協会の許諾を得て再委託するとともに、再々委託先が再委託先および委託先と連帯して責任を負うことを要し、更に再委託が繰り返される場合も同様である旨の確認
 - ⑥ 委託先の社員に対する監督・教育を実施すること
 - ⑦ 契約内容の遵守状況についての報告

- ⑧ 委託した特定個人情報等に関する漏えい事故等が生じた際の委託先の責任
- ⑨ 委託契約終了時の特定個人情報等の返却、抹消および廃棄

第 3 章 特定個人情報等の管理

第 1 節 取 得

(個人番号の適正取得および個人番号関係事務の特定)

第 2 1 条 当協会は、個人番号をはじめとする特定個人情報等の取得を、適法かつ公正な手段によって行うものとする。

- 2. 個人番号は、第 3 条で定める利用目的の範囲内で取扱わなければならない。
- 3. 第 3 条に記載のない目的で個人番号を取扱う必要が生じた場合は、目的を特定し、個人番号関係事務に追加して第 3 条を変更する。

(個人番号の提供の要求)

第 2 2 条 当協会は、個人番号利用事務等を処理するために必要があるとき（含む雇用契約の締結時点）は、本人または他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供を求めることができる。

(個人番号の提供の求めの制限)

第 2 3 条 当協会は、下記の各号に該当する場合その他法令の定めにより特定個人情報の提供を受けることができる場合を除き、他人に対し個人番号の提供を求めることはない。

- ① 個人番号利用事務実施者が個人番号利用事務を処理するために、必要な限度で、本人、代理人または個人番号関係事務実施者に特定個人情報を提供するとき
 - ② 個人番号関係事務実施者が個人番号関係事務を処理するために、必要な限度で、法令に基づき行政機関（含む健康保険組合）等またはその他の者に特定個人情報を提供するとき
- なお、職員がその扶養親族の個人番号を扶養控除等（異動）申告書に記載し

て当協会に提出する場合は、本号に該当する（職員等が個人番号関係事務実施者として扶養親族から個人番号の提供を受け、当協会は個人番号関係事務実施者たる職員等から個人番号の提供を受ける）。

- ③ 本人またはその代理人は、個人番号関係事務実施者または個人番号利用事務実施者に対し、当該本人の個人番号を含む特定個人情報を提供するとき
なお、国民年金法の第3号被保険者（第2号被保険者である職員等の配偶者）に関する届出のために、職員等がその配偶者の個人番号を記載した国民年金第3号被保険者に関する届を当協会に提出する場合は、職員等が当該配偶者の代理人として、当協会に対し当該配偶者の個人番号を提供するものとする。
- ④ 特定個人情報の取扱いの全部もしくは一部の委託に伴い、特定個人情報を提供するとき
- ⑤ 合併その他の事由による事業の承継に伴い、特定個人情報を提供するとき
- ⑥ 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意があり、または本人の同意を得ることが困難であるとき

（個人番号の提供を受ける際の本人確認措置）

第24条 当協会が本人またはその代理人から個人番号の提供を受けるときは、番号利用法その他の法令に従い、個人番号の確認を行うとともに、本人確認の措置として本人または代理人の身元確認を行うものとする。

- 2. 前条②に該当し、当協会が職員からその扶養親族の個人番号の提供を受けるときは、当該職員が個人番号関係事務実施者として扶養親族の本人確認の措置を行うものとする。

（特定個人情報の収集の制限）

第25条 当協会は、第29条各号のいずれかに該当する場合その他法令に基づく場合を除き、特定個人情報を収集しない。

第 2 節 利用および保管

（個人番号・特定個人情報の利用範囲の制限）

第26条 当協会は、個人番号関係事務を行うために必要な限度で個人番号を利用するも

のとする。

2. 当協会が個人番号関係事務の全部または一部の委託を受けた場合も、前項と同様とする。
3. 当協会が個人番号を取扱う場合は、本人の同意にかかわらず、個人番号関係事務を処理するために必要な範囲を超えて、特定個人情報を利用しない。
4. 前項にかかわらず、人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、または本人の同意を得ることが困難であるときに、これらの目的を達成するために必要な限度で個人番号を利用することができる。

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

第27条 当協会は、個人番号関係事務または個人番号利用事務を処理するため以外に、必要な範囲を超えて特定個人情報ファイルを作成しない。

2. 前項にかかわらず、人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、または本人の同意を得ることが困難であるときに、これらの目的を達成するために必要な限度で特定個人情報ファイルを作成することができる。

(特定個人情報の保管の制限)

第28条 当協会は、第29条各号に該当する場合その他法令に基づく場合を除き、特定個人情報を保管しない。

第 3 節 提 供

(特定個人情報の提供の制限)

第29条 当協会は、特定個人情報について、以下の各号に該当する場合その他法令に基づく場合を除き、本人の同意にかかわらず提供することはない。

- ① 個人番号利用事務を処理するために必要な限度で本人もしくはその代理人または個人番号関係事務実施者に対し特定個人情報を提供するとき
- ② 個人番号関係事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき
- ③ 特定個人情報の取扱いの全部もしくは一部の委託に伴い特定個人情報を提

供するとき

- ④ 合併その他の事由による事業の承継に伴い特定個人情報を提供するとき
- ⑤ 特定個人情報保護委員会の求めにより、特定個人情報を特定個人情報保護委員会に提供するとき
- ⑥ 訴訟手続その他の裁判所における手続、裁判の執行、刑事事件の捜査、租税に関する犯則事件の調査、その他法令で定める公益上の必要があるとき
- ⑦ 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意があり、または本人の同意を得ることが困難であるとき

第 4 節 削除・廃棄

(個人番号の削除・廃棄)

第30条 当協会が個人番号を利用する必要がなくなったときは、当該個人番号をできるだけ速やかに削除または廃棄するものとする。

- 2. 特定個人情報等が記載された書類等について、所管法令により一定期間の保存が義務付けられている場合は、前項の規定にかかわらずその期間は当該特定個人情報等を保管するものとする。

第 4 章 特定個人情報の利用停止の求め

(特定個人情報の利用停止の求め)

第31条 当協会は、本人から特定個人情報が番号利用法に違反して第三者に提供されているという理由によって、第三者提供の停止が求められた場合は、必要な調査を行い、その求めに理由があるときは、遅滞なくその求めに応じて第三者への提供を停止するものとする。

- 2. 前項に基づき特定個人情報の第三者への提供を停止したとき、または停止を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し遅滞なくその旨を通知するものとする。
- 3. 前項により第三者提供停止を行わない場合は、その理由を説明するものとする。

第 5 章 その他

(罰則)

第 3 2 条 当協会は、本規程に違反した職員に対して就業規則に基づき処分を行い、その他の職員に対しては、契約または法令に照らして決定する。

附 則

本規程は、平成 28 年 1 月 4 日より実施する。